

事業者のみなさまへ

廃棄物を自らの責任で適正に処理すること、発生抑制や再利用を促進し減量を図ることは、事業者の責務です。



事業所から出るごみ

減量 Point

健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ引き継ぐために



環境への意識を高めるとともに、コストの削減や企業イメージの向上を図りましょう！

1

まずは、
ごみを出さない
努力と工夫

2

ごみと
リサイクルできるもの
の違いを知る

3

ごみ箱や保管場所は
わかりやすく、きれいに
分けて保管

4

どんなごみか、
どのくらい出ているのか、
量を把握する



※部署ごとに分別を徹底！

どうやって量を把握するの？

計量機や記録用紙を廃棄物保管場所に設置し、持ち込む際に記録するようにしましょう。

ごみ袋の量や容量から把握する方法もあります。
可燃物は1袋約00kg、
リサイクルするシュレッダー紙は1袋1kg！ など



組織で分別徹底・減量計画 一人ひとりが心がけ実践しよう！

◆体制づくり

責任者の選任や、部署ごとの推進者を決め組織内の体制を整えましょう。

◆現状把握

現状のごみの量と種類を把握、問題点を洗い出しましょう。

◆減量計画

現状把握を基に、分別やごみの減量がどうすればできるか計画をたてましょう。

◆実行

各部署において、一人ひとりがごみについて意識して分別や減量に取り組みましょう。全員参加でごみ減量！！

産業廃棄物？
マニフェスト？

事業系廃棄物の
分別がわからない

処理はどこに
頼めばいいの？

くわしくは

「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」

大分市ホームページ

事業系廃棄物

検索

4Rでごみ減量！コスト削減！

Refuse

発生回避

★ごみになるものはお断り！

簡易包装を選ぶ
使い捨て製品（おしぼり・割りばし・紙コップなど）
を使わない、もらわない
丈夫で品質が良く、長く使える物を選んで購入する



Reduce

発生抑制

★ごみを発生させない！

筆記用具やのりなど、代替製品を使用する
電子化（ペーパーレス）の推進、印刷は両面・2UP
通い箱を利用する



Reuse

再利用

★不用になったものも再利用！

使わなくなった備品は、他部署で有効活用
事業所内の掲示板や連絡ツールで呼びかけてみよう
紙製ファイルは裏返して折り返すときれいなファイルに
ミスコピーやメモも裏面利用、古封筒も再利用



Recycle

再資源化

★最後は資源化＝リサイクル！

小さなメモ紙も大事な資源！可燃物ではなく難がみへ
機密文書は情報の抹消もできる方法でリサイクル
シュレッダー紙は袋にまとめてリサイクル
生ごみも分別すれば立派な資源に



事業所として
できること

小売店では ●簡易包装の推進 ●リユース容器製品の販売 ●減量容器や詰替容器の販売
●食品トレーなしの販売や量り売り販売 ●マイボトルやマイ容器の利用推進
●ハンガーの回収・再利用

食品廃棄物 ●計画的な仕入調整 ●賞味期限が近づいた商品の値下げ販売や加工販売
●フードバンクの活用

問い合わせ先 ●フードバンクおいた 097-558-3373
●フードバンク東九州 097-592-7302

〈発行〉大分市環境部 廃棄物対策課 ☎097-537-7953

事業者は責任を持って
適正に分別・処理しましょう。



事業所から出るごみ

分別 Point

事業系廃棄物は、
家庭ごみのステーションに
出すことはできません。

分別例

産業廃棄物

事業所から出るごみのうち法令で定められた20種類のもの。
処理については、マニフェストの交付や書面による契約等が必要です。
※産業廃棄物は市の工場に搬入できません。

廃プラスチック類

材質がプラスチックのものは
すべて廃プラリサイクルマークの有無や
汚れは関係ありません

家庭ごみの分別方法とは
違います！

弁当の容器 	カップ容器 (紙製は可燃物)	バケツ 	CD・CDケース DVD・DVDケース 	ラップ類
かやくや粉末スープ類の袋 	発泡スチロールなどの 緩衝材 	シャープペンシル・ ボールペン・マーカー 	クリアファイル 	PPバンド・ビニールひも
トナーカートリッジ★ 	テープカートリッジ★ 	プラスチック製の容器 は汚れが落ちなかつた 場合も可燃物には 出せません。 		

★メーカーで再生処理のため回収している場合があります。メーカーや販売店にお問い合わせください。

ガラス 陶磁器類



金属類



電池



ペットボトル



缶



びん



※再生事業者に委託することもできます。
※自動販売機を設置している場合、飲料納品時に引き取ってもらう方法もあります。

一般廃棄物

事業所から出るごみのうち産業廃棄物以外のもの。
リサイクル可能な紙類、木くず、生ごみは資源化処理事業者での
リサイクルに努めましょう。

紙類 リサイクル

資源化処理施設へ
リサイクルできるものは市の工場に搬入できません。

OA用紙 	使用済みのコピー用紙 	名刺 	封筒 	シュレッダー紙
はがき 	ノート 	メモ用紙・紙製ファイル 	チラシ 	ダイレクトメール
カレンダー 	ポスター 	包装紙 	紙袋 	ティッシュなどの紙箱
フライスカードやPOP 	台紙 	トイレットペーパーの芯 	ちぎった紙や丸めた紙 	

新聞 雑誌 段ボール 民間の資源化処理事業者(※1)

木くず リサイクル

資源化処理施設へ
リサイクルできるものは
市の工場に搬入できません。



民間の資源化処理事業者(※1) 市 鬼崎立場リサイクルヤード
※剪定枝のみ、長さ75cm、径50cm以内

生ごみ リサイクル

食品関連事業者(小売業・外食産業も含む)は、食品リサイクル法によるリサイクルが義務付けられています。



民間の資源化処理事業者(※1) 市 清掃工場(佐野・福宗)

可燃物



リサイクルできない紙類(禁忌品)

写真用紙 	青焼紙 	感熱紙(レシート)
カーボン紙 	防水加工紙 	ビニールコート紙
伝票 	会員証 	
アイロンプリント紙 	金箔・銀箔 	感熱性発泡紙

使用済みティッシュペーパーなど汚れた紙 市 清掃工場(佐野・福宗)

くわしい分別やリサイクルの方法等について処理事業者と事前に確認しましょう。

※1 資源化処理事業者一覧 『事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き』

大分市ホームページ

事業系廃棄物 検索